

令和 4 年 3 月

関係各位

国立大学法人奈良女子大学 財務課

### 法人名称変更に伴う契約書等の取り扱いについて

平素より、奈良女子大学の教育研究活動にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

令和 3 年 5 月 21 日に国立大学法人法の一部を改正する法律が公布され、従来の国立大学法人奈良教育大学及び国立大学法人奈良女子大学を令和 4 年 4 月 1 日付けで統合し、新法人として国立大学法人奈良国立大学機構を設置いたします。

これに伴い、契約書等の取り扱いについて、下記のとおりご案内いたします。ご理解を賜りますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 契約書等の取り扱いについて

貴社と旧法人の間で令和 4 年（2022 年）3 月 31 日までに締結する契約書等につきましては、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日以降も引き続き有効となります。契約者名並びに契約件名、履行場所及び仕様書等に含まれる法人名を以下のとおり読み替えてくださいますようお願いいたします。

旧法人名称	新法人名称
国立大学法人奈良教育大学	国立大学法人奈良国立大学機構
国立大学法人奈良女子大学	

なお、新法人名への変更が必要な契約書等がございましたら、下記「契約担当」までお申し付けください。

また、契約基準・規程等については、別段の定めがない場合は、旧規程等に対応する国立大学法人奈良国立大学機構が新たに定める規程等を適用しますので、ご了承ください。

##### 2. 新法人が設置する大学について

新法人設置後も、各大学（各部局、附属学校を含む）については、従来からの名称、所在地とも変更なく、引き続き存続いたします。

新法人が設置する大学	備考
奈良教育大学	大学名（部局※、附属学校含む）、所在地等、統合後も変更ありません。
奈良女子大学 ※	

※奈良女子大学には、従来の 3 学部に加え、新たに工学部を設置いたします。

##### 3. 振込銀行口座名について

銀行口座の名義変更は登記変更完了後の手続きとなるため、詳細については別途お取引先様へお知らせします。

#### 4. その他

貴社のシステム、データベース等に本法人を登録いただいている場合は、その登録内容についても変更くださいますようお願い申し上げます。

(ご参考) 法人統合の目的等、詳しくはご案内パンフレット

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/news/2021news/20210629kikouguide.pdf>

#### 【問い合わせ先】

契約について

奈良女子大学財務課契約第一係

(電話) 0742-20-3216

法人統合について

奈良女子大学総務・企画課

(電話) 0742-20-3575